

伊予市ブランド認定制度実施要綱

平成28年6月29日

告示第113号

(目的)

第1条 この要綱は、伊予市の豊かな自然や文化などに育まれてきた素材と、優れた技術・技法から生み出された数多くの市産品の中から、特に優れたものについて、市が伊予市のブランド（以下「伊予市ブランド」という。）として認定を行うに当たり必要な事項を定め、市内外へその魅力を発信することにより、優良産品の更なる育成をはじめ、本市の認知度の向上、観光事業の振興、生産意欲の高揚、地域産業の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市産品 原則として伊予市内で生産あるいは製造された農林水産物、加工食品、工芸品又は工業製品をいう。
- (2) 事業者 農林業、水産業、食品加工業若しくは製造業を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人若しくは団体であつて、原則として市内に住所又は主たる事業所を有するものをいう。
- (3) 認定 原則として事業者からの申請に基づき、第4条に規定する認定基準に適合する市産品に対し伊予市ブランドとして認めることをいう。

(認定の名称)

第3条 伊予市ブランドの認定名称は「ますます、いよし。ブランド」とする。

(認定基準)

第4条 伊予市ブランドとして認定する基準（以下「認定基準」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 必須要件

- ア 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、商標法（昭和34年法律第127号）、特許法（昭和34年法律第121号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）など、関係法規を遵守していること。
- イ 業界での製造基準及び表示基準を満たしていること。
- ウ 公序良俗に反するものでないこと。
- エ 販売開始から1年を経過していること。

(2) 審査基準

ア 伊予市らしさ

市内で生産された原材料等を使用するなど、本市の風土と歴史に育まれた伊予市ならではの魅力があるもの

イ 独自性

他に類を見ない独自のもの又は類似のものに対して優位性を主張できるもの

ウ 信頼性

品質を維持向上するための裏付けがあり、信頼性を確保できるもの

エ 市場性

市内外の市場への安定供給、拡大に向けた取り組みを積極的に展開しているもの

オ 将来性

認定により、伊予市の知名度や認知度の更なる向上につながると期待できるもの

2 認定を受けることができる市産品は、一事業者につき5品までとする。

(認定申請者の資格)

第5条 認定の申請を行うことができる者は、事業者で次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 伊予市ブランドの推進に意欲的であり、前条に規定する認定基準を理解していること。

(2) 伊予市暴力団排除条例（平成23年伊予市条例第30号）第2条第3項に規定する暴力団員等でないこと。

(3) 国税及び地方税の未納がないこと。

（認定の申請）

第6条 認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊予市ブランド認定申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

（認定審査会）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、伊予市ブランド認定審査会条例（平成29年伊予市条例第1号）により設置された伊予市ブランド認定審査会（以下「審査会」という。）において、その内容を審査する。

2 審査会は、第4条第2号に規定する審査基準に基づき審査を行い、その結果を市長に報告するものとする。

（認定の決定）

第8条 市長は、審査会からの結果報告に基づき、認定の適否を決定する。

2 市長は、認定すると決定したときは、伊予市ブランド認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、認定しないと決定したときは、その理由を付して申請者に通知するものとする。

（認定の有効期間）

第9条 認定の効力は、前条の規定による認定を決定した日から発生し、有効期間は認定を決定した日から起算して3年間とする。

（認定の更新）

第10条 第8条第2項の規定により認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、前条の有効期間の満了後、引き続き認定を受けようとするときは、当該有効期間満了の2か月前までに市長に更新の申請を行うものとする。

2 第6条から第9条までの規定は、前項の更新の申請について準用する。

この場合において、第6条中「別に定める期日までに市長」とあるのは「市長」と、第7条第1項中「その内容を審査」とあるのは「更新の適否について審議」と、同条第2項中「第4条第2号に規定する審査基準に基づき審査を行い、その結果」とあるのは「前項の審議結果」と読み替えるものとする。

(認定マークの表示)

第11条 認定を受けた市産品（以下「認定品」という。）には、伊予市ブランドの認定マークを表示することができる。

- 2 認定マークの基本規格は、別表のとおりとする。
- 3 認定マークは、認定品以外に表示してはならない。
- 4 認定マークを使用するときは、伊予市ブランド認定マーク使用届（様式第3号）をあらかじめ市長に届け出るものとする。
- 5 市長は、認定マークの使用状況について、必要に応じて報告を求め、検査を行うことができる。

(認定マークの使用料等)

第12条 認定マークの使用料は無料とする。

- 2 認定マークの表示に要する経費は、認定事業者が負担するものとする。

(認定事業者の責務)

第13条 認定事業者は、常に認定基準に適合するように努めるとともに、伊予市ブランドのイメージを損なうことのないよう誠実に対応しなければならない。

(認定内容の変更)

第14条 認定事業者は、認定を受けた申請内容に変更が生じるときは、あらかじめ伊予市ブランド認定申請事項変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、伊予市ブランド認定申請事項変更承認通知書（様式第5号）により認定事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の審査にあたり、審査会に意見を求めることができる。

(認定事業者からの申出による認定の取下げ)

第15条 認定事業者は、次のいずれかに該当するときは、伊予市ブランド認定取下げ申出書(様式第6号)により認定の取下げを申し出ることができる。

- (1) 認定品の製造を中止したとき。
- (2) 認定基準に適合しない状況に至ったとき。
- (3) 前2号のほか、取下げを必要とする理由があるとき。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、伊予市ブランド認定取消通知書(様式第7号)により認定の取消しを認定事業者に通知するものとする。

(認定の取消し)

第16条 市長は、次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定品が認定基準を満たさなくなったとき。
- (2) 認定事業者が虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) 認定事業者の廃業、倒産、破産等により、認定品を生産できなくなったとき。
- (4) その他本制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、伊予市ブランド認定取消通知書により当該事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項各号の理由により認定を取り消した場合において、認定を取り消した日から起算して3年間は、当該事業者からの認定の申請を受け付けないものとする。

(損害に対する責任)

第17条 市長は、伊予市ブランド認定制度に関するいかなる損害に対しても、その責任を負わない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則（平成28年6月29日告示第113号）

この告示は、平成28年6月29日より施行する。

附則（平成29年3月27日告示第29号）

この告示は、平成29年4月1日より施行する。

附則（令和2年6月1日告示第97号）

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

別表（第10条関係）

